

目 次

1. 会長挨拶	会 長 松浦 正展	1
2. 特 集「ADR特別研修について」		
ADR認定試験について	宮崎支部 中嶋 宏	2
「第1回土地家屋調査士特別研修」を受講して ...	宮崎支部 宮本 昇	3
ADR代理権とADR機関	宮崎支部 白土 和明	5
3. 14条地図作製作業状況について	公嘱協会 塩月 聖児	7
4. 紙上研修		
「公共嘱託登記土地家屋調査士協会・公共嘱託登記司法書士協会が受託できる 「権利能力なき社団」の代表者個人からの委託事件		
解 説	宮崎支部 宮本 昇	8
5. 思い出の事件	都城支部 成田 親実	11
6. 「はかる」		12
7. スタッフ紹介	宮崎支部 井上洋之事務所 森 透	13
8. 会務報告		14
9. お知らせ 「稲葉一人先生」講演会		18
10. 編集後記		18



あいさつ

宮崎県土地家屋調査士会
会長 松浦 正展

初冬とはいえ何時寒くなるのか気を揉んでいましたが、ゴルフマンスである11月中旬男女ともに一流の選手達が集うダンロップフェニックストーナメントリコーカップチャンピオンシップに合わせるかのように急に寒くなって雨まで降り、一気に平年並の寒さになりましたが、会員各位季節の急激な変化に体調維持に努められていることと思います。

平成18年度は筆界特定制度が施行され、新しい職域として土地家屋調査士が筆界特定申請代理人として申請できるようになりました。11月末現在で17申請27件の申請が出されています。未だ特定されたものはありませんが、訴訟に耐える特定をしなければなりませんので根拠となる資料調査に苦慮されているようです。

調査書に代わって全国統一の不動産調査報告書が示され多数の会員が戸惑いを覚えていることと思いますが、この報告書はオンライン申請を前提に作成されたものです。

会員独自の方法で調査書・調査日誌・各種資料を残されていると思いますが、調査事項を調査記録簿として様式を全国統一したものと考えれば理解できると思います。様式については、登記官・土地家屋調査士双方に不評であったため、連合会が改訂中間試案を示し、会員の要望を募集して再検討されています。入力については不動産調査報告書入力システムが開発され県会ホームページで公開していますので試してください。登記申請書に添付する報告書は、全部提出するのではなく記録簿の中から必要部分を抜粋して4枚程度になりそうです。入力システムを利用して作成すれば自動的に必要部分が印刷されます。

平成18年11月13日「第5回国際地籍シンポジウム・土地家屋調査士全国大会in kyoto」が古都

京都の国立京都国際会館で開催され、韓国、台湾、日本の三カ国が集い「世界と語ろう地籍、地図、境界のあした」をテーマに語り合い京都宣言が採択されました。「地籍」ではなく「地積」ではないかと思いましたが、国土調査図面のエンドユーザーとして不備な点を最も知っている土地家屋調査士が、実施機関である国土交通省、法務省の担当者を招待して地図の未来について語り合うことにより、行政に理解してもらい、土地家屋調査士としてどの様に地図を活かし利用するのか再確認し行政に提言するシンポジウムであったと思います。地籍シンポの成果としてE行程の外注化、「民活と各省連携による都市部に於ける地籍整備の推進計画」に結びついているそうです。

オンライン申請につきましては、平成18年11月24日各支部での伝達講習講師を対象にした講習会を開催しました。各支部で伝達講習会が開催されると思いますので大体の流れを把握しておいてください。政府は平成22年には利用率50%を目指しています。国の行政証明の50%は登記行政のものであり、法務省からもオンライン申請が軌道に乗るよう協力依頼がきております。オンライン庁に指定された支部会員は、利用するかどうかは別にして全員が認証カードを申し込んでいただきますようお願いいたします。

認証カード（土地家屋調査士電子証明書）の交付は申請が必要です。オンライン庁指定順に連合会から直接支部会員全員に送付されますので各自申し込んでください。期限内に申し込みをしないと全国一巡した後になりますので注意してください。

簡条書きになりましたが1年間の出来事の報告で挨拶とします。

特集 「ADR特別研修について」

10月にADR 特別研修での認定調査士が誕生しました。又、2007年4 月からはADR 機関の認証も行われます。さらには、「法テラス」も10月からスタートしています。本会としてもADR に取り組む体制作りが急務に成っています。そこで今回はADR の特集をします。

「ADR認定試験について」



宮崎支部 中嶋 宏

感想については、他の方に譲り試験問題の内容について述べてみたいと思います。

択一試験は、基本を問うものが多く特異的なものは、見当たらなかった。但し、日常業務として土地境界関係を取り扱う調査士には、憲法、民訴法などはあまり触れることが無く、また民法からでも総則から不法行為まで広範囲に出題されていた為、難しく感じた受験者も多かったと思われる。試験直後試験問題に対して批判的な言葉を多く耳にしたのも事実です。しかしながら紛争解決手段としてのADRという制度は司法制度の一角をなすものと思われるので、紛争当事者となるであろう国民の基本的権利等を理解しその中で境界紛争をどう捉えていくかが問題なのであって、境界についての調査士の知識とはまた別物であると思う。そう考えれば認定員はその前提に立って今後努力をしていかなければならないのだと思います。

それでは、本題にはいります。憲法からは基本的人権について出題されました。人権として、自由権、参政権、社会権、その他に大別され、自由権として思想及び良心、信教、表現、学問等からなる精神的自由及び職業選択、財産権の保証などの経済的自由、更に適正手続きの保証等人身の自由などがあります。参政権として選挙権、憲法改正国民投票権、最高裁判所裁判官国民審査権などがあり、社会権として生存権、

教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権などがあります。その他として国務請求権等の規定が存在しています。次に裁判所からも出題されましたが内容については、今回は割愛します。

今回出題されなかった部分は、国会及び内閣の規定ですので、今後注意を要すると考えます。

そこで、内閣の衆議院解散権について考えてみたい。解散権は、「誰にあるのか、」について憲法上規定が無いことをご存知でしょうか。69条「衆議院は内閣の不信任決議権を有し、衆議院で内閣不信任の旨の決議がなされた場合には、内閣は衆議院を解散しない限り総辞職しなければならない」に対抗するものとして解散権があると考えられている。7条「天皇の国事行為は内閣の助言と承認により行う」という規定の国事行為に衆議院解散があり、それを根拠に衆議院解散を行っているのです。

次に民法からは、即時取得が出題された。調査士業務にあまり関係の無い動産からの問題です。そこで公信の原則と公示の原則について考えてみたい。物権変動について不動産は、登記制度で公示の原則を採用し、動産について引渡しによる公信の原則を採用している。公信の原則の最たるものは、民法192条の即時取得の規定である。動産について、善意、無過失、平穩、公然に占有を取得すると直ちに権利すなわち所有権を取得するとするものです。時効取得には無過失は推定されないので時効を主張する者に立証責任があるのは周知のとおりですが、即時取得は、無過失が推定され立証責任が無い。それは、民法186条により前主が権利者と推定される結果、それを信じた占有者は、無過失が推定されるからです。う～んなるほど！

尚、私自身、択一問題は、勘が当たり全問正解でした。え～それって自慢かよ*****欧米かよ～～～～～～～～。

最後に記述試験について考えてみた。今回の特別講習でADR制度での依頼人の権利保護(内面意思も含む)に重点をおくことの重要性を弁護士の先生方の講義の中で痛切に感じました。あれこれ書くより、先日私の事務所にて受けた相談のことをお話し、何か感じて頂ければと思います。年齢は80歳前後の老婦人のものです。隣接地の所有者が調査士に依頼し測量を行った結果、相談者(以下婦人と称する。)の庭が隣接地に越境していると説明を受け、紛争となったのだが調査士と司法書士が仲介役となり隣接地を分筆し時効取得により婦人名義に所有権移転登記を行ったと言う話です。ここまでの話であれば、婦人が利益を受ける結果なので、何も問題ないと思われるのですが、その婦人は、あれこれ話しながら私の事務所で2時間もの間泣き続けているのです。よくよく聞いてみると婦人所有の土地は、30～40年前にご主人が購入したものでそのとき以来、境界は変わっておらず越境もしていない、もともとから自分たち夫婦の土地であり隣地に越境して取り上げたのではない。今度の手続きで自分たちが他人様の土地を取り上げたことになり悲しく悔しく憤りを感じ、亡くなった主人に申し訳なく、更に近所の人たちに自分たちが泥棒のように思われているのではないかと考えるようになり、近所付き合いも苦痛になったと言う話です。う～ん考えさせられるな～～～こんなことまで考えなければならぬとすると奥が深い*****。

今後、ADRの講習を受け勉強される方には参考になる話だと考え紹介しました。

以上思いついたことを書きつづりましたが、何か参考になれば幸いです、以上、現場から中嶋が報告しました。スタジオにお返しします。

平成18年11月22日

「第1回土地家屋調査士特別研修」 を受講して



宮崎支部 宮本 昇

今年の3月19日から5月13日にかけて、福岡市と宮崎市の会場にて第1回土地家屋調査士特別研修が開催されました。この特別研修は土地家屋調査士法の改正により土地家屋調査士の業務が追加されたことによるもので同法第3条第2項第1号を根拠条文とし同法施行規則第9条に基づいたものです。土地家屋調査士のADR代理については、一定の能力担保措置を講じることが司法制度改革推進本部の決定で条件とされ、法改正によって具体的な措置を講じられた結果、実施されたものなのです。

この研修に参加した動機は、制度創設元年は合格し易いだろうという安易な気持ちからでした。ところが、受講料金の高額なものもさることながら、基礎研修17時間(憲法・境界確定訴訟実務・民事訴訟法・民事訴訟と立証方法・所有権紛争の実務・ADR総論と実務・専門家責任)、集合研修10時間(申立書起案・答弁書起案)、総合講義3時間、考査2時間…というタイムスケジュールを見るにおよび、当初の軽はずみに後悔の念を抱くまでには、たいして時間を要しませんでした。

通常の研修との大きな違いは、何ととっても最終段階の考査による能力判定でしょうが、内容についても基礎研修の著名講師陣によるネット配信による講義、集合研修のグループ討議、弁護士講師による講義、総合講義における土地家屋調査士の職業倫理問題といった点が挙げられるでしょう。なお、研修カリキュラム・考査内容については、日本土地家屋調査士会連合会が、法務省・(財)日弁連法務研究財団の監修の下、策定を行っています。

ネット配信講義については、地域間較差を感

じ、地方在住者の交通費・宿泊費等を考慮し受講者間に不公平感のないようにしてほしいものだ」と痛感しました。このような実施方法であれば設備を整え単位会内でも実施できたのではないかとのががしてなりません。

次に、集合研修におけるグループ討議は通常では習得できない内容のもので、最も有益だったもののひとつといえるでしょう。ただ、近県合同総合講義にて弁護士講師間に能力差を感じたのは私ひとりではなかったはずです。今後は、弁護士講師間の格差を是正され、受講者間に不利益が生じないよう要望したいと思います。

また、総合講義における倫理問題においては、土地家屋調査士法第22条及び第22条の2の日常見落としがちな「依頼に応じる義務」と「業務を行い得ない事件」について具体的事例を通じ、法条文に隠れていて見落としがちな、専門資格者としての本質的な職業倫理に関する判断基準について学んだことは大変有意義だったと思います。

最終日に実施された、土地家屋調査士法第3条第2項第2号を根拠とする考査が、択一式15問（憲法2問・民法10問・民訴法2問・調査士法1問）記述式2問（事例を基に法律的な主張立証方法等に関する設問、調査士の権限と倫理に関する設問）と結構シビアな内容の出題だったため、資格試験以来およそ30年ぶりの勉強に本格的に取り組まざるを得なくなったことも、研修成果の充実に繋がったものと考えています。

今回の特別研修の趣旨は、日本土地家屋調査士会連合会が示しているとおり、土地家屋調査士が、専門分野の知識経験、紛争の解決能力、倫理観を兼ね備えた高度な専門資格者であるということを証明することにより、その個々の信頼度をより高めることができ、土地家屋調査士制度と業務の将来展望にとって大きな第一歩となることなのでしょう。また、土地の境界（ADR代理業務においては筆界ではなくあえて境界といえることができる）が現地において明らかでないことを原因とする民事紛争において、当

事者の代理人として活動することはこれまでの土地家屋調査士の業務と、そのイメージを大きく変えつつあり、土地家屋調査士の専門家としての位置づけ、社会的評価にも少なからず影響を与えらるうことができるでしょう。

確かに「みやざき境界問題解決センター」は、いまだ設置されておらず、認定が即業務（収入）に結びつくことは考えられません。しかし、今回受講されなかった会員の方々も、将来を見据えてこの特別研修の趣旨を充分理解していただくこと。それから、これまでの表示に関する登記に必要な調査・測量および申請手続等の代理人という事実確認中心の業務からの脱皮を図り、紛争の真っ只中に介入してその解決を促進する営みというこれまではなかった業務の研修にてその能力を担保されること。そして、ひとりでも多くの会員の皆さんがADR代理業務を行うことができる者としての法務大臣の認定を受け、土地家屋調査士の将来の司法制度への参画要望に応えるべく活躍されることを期待してやみません。



ADR代理権とADR機関



宮崎支部 白土 和明

ADR代理権は得たものの、「果て、何処で使えるのかな?」「報酬は通常業務より高くもらえるのかな?」「これまでの業務の在り方に差し障りはないのかな?」「ADRの場で争う相手も調査士で、裁定するのも調査士か、どうなるのかね?」「アノ人に裁定されるのはチョットね?、彼を相手にするのはどうかな?」「利用する人はいるのかな?」様々な「?」が浮かんできます。

規制改革・司法制度改革の流れの中で、「隣接法律専門職への位置づけ獲得」や「資格制度の生き残り」の為に、日調連のみならず各士業にとってADR代理権獲得が至上命題となりました。調査士は念願かなってめでたく代理権を獲得し、全国で1,082名の認定調査士の第一期生も誕生しました。

しかし、ADR代理権の持つ意味や、持った事による調査士業務への影響等は、ADR代理権獲得競争の過程の中で、どれだけ検討され説明されて来たのでしょうか。

これらの点が、今改めて全国的に議論になっているようです。

宮崎でも「ADR代理権研修」を受ける中で、受講生から「これで良いのか」という声が上がっていました。

「公正・中立な立場で調査・測量を行い、筆界線を判断して当事者双方に明示し、登記業務を行っていく」土地家屋調査士業務の基本理念が崩れていく危険性を感じたからです。

「隣接法律専門職」の「隣接」が、「裁判官・検事・弁護士の裁判を構成するいわゆる法曹三者」の「隣接」である以上、紛争の法律のかつ裁判的解決を前提とする「ADR代理権」であれば、依頼人を勝たせるための代理人となるわけですから、この感じた危険性は当然の事といえます。

これまでの業務で、時として依頼人に不利な「筆界線」を提示せざるを得ない経験をしたのは、私だけではないと思います。しかし勝ち負けを前提とすれば、依頼人を負けに導く立場に

立ったら、今後は損害賠償ものです。

昨年成立したADR基本法の内容も、弁護士の関与を強く求め、裁判の前段に位置するADRの構想となっています。

「代理権研修」でも、裁判に対応できる「ADR代理権」と「代理人の在り方」が中心となりました。

この延長線上に想定されるADR機関は、当然の事ながら、土地家屋調査士の専門能力を活かして、調査士同士が代理人として争い、調査士が紛争解決の為に仲裁案を提示する「仲裁型ADR」となります。

ここで矛盾が生じます。土地家屋調査士の専門能力とは「筆界特定能力」であり、「所有権界特定能力」ではありません。更に「筆界」に「仲裁案」はありません。

県民が筆界特定を求めるならば、行政が行う「筆界特定制度」(すべての調査士が参加出来る)を利用するでしょうし、筆界特定を伴わない所有権界の調停であれば、現行の裁判上の弁護士主導の調停と同様なものになってしまうのではないのでしょうか。

3審制が4審制になるようなADRの構築では、新たな紛争解決制度として構想されるADRの意味をなくしてしまいます。

土地家屋調査士がADRを検討する視点としては、ADRの「A」が「裁判に代わる」を意味する事に、そして「既存の法律」によって対応できない問題を解決するための手段としてのADRの歴史に、もっと重点を置くべきではないのでしょうか。

そして先行する福岡・鹿児島等の「境界問題相談センター」の在り方が、メディエーション型となっている意味を再認識し、調査士にとって有用なADRではなく、県民にとって有用なADRの立ち上げを検討していく必要があると考えます。

メディエーション型ADRは自主交渉援助型ADRともいわれます。これは、仲介者の調停・仲裁案等の提示による解決ではなく、当事者双方の対話・交渉を促進して、自主的合意形成による解決を目指すものです。自主交渉による合意の為、合意内容のより確実な実行が、当事者自身によって保証されるとも言われています。

法律的な「勝ち負け」を競ったり、妥協を強制するのではなく、当事者双方の納得を自身の交渉の中で創っていくものです。

延べ12日間になる日行連のメディエーション型ADRの「ADR手続実施者養成研修」を受けていますが、そこで感じた第一印象は、「これは日本社会では無理だろう」です。

当事者双方が同席してお互いの考えを述べ合っており、お互いに納得のいく合意形成を目指すという極めて理想的な紛争解決制度の講義は、正直「絵空事」にしか思えませんでした。

自分の考えをまとめて一人の人間として主張し議論する教育・風土のない日本、とりわけ農村社会的集団性が色濃く残る宮崎では、当事者双方が同席して交渉する事は想像できません。当事者一方が申し立てても、法的拘束力の無い場に他方が出てくるとも考えられません。

しかし、「人間」への信頼を基礎において、様々な体系化された技法を用いながら、「人と問題」を切り離して、「問題の解決」に向けて当事者双方の真の要求を引き出し、合意形成をはかっていくメディエーションの研修は、私に新たな視点を与えてくれました。

「これまでの紛争解決制度にとって代わる新たな紛争解決制度の提示」というような大上段に振りかぶった力みは全くなく、紛争解決の為の「新たな一つの選択肢」として、講師の方々が力強く淡々と「メディエーション型ADR」の講義を進められ、非常に説得力を持っていた。

規制改革・司法制度改革のはてにアメリカ型の訴訟社会になっていくのではと言われる現在、法律専門職の一翼を担う立場で、裁判的勝ち負けを争うのではなく、当事者双方の自主交渉による合意形成という「人にやさしい紛争解決制度」を検討していく価値はあるのではないのでしょうか。そこでは土地家屋調査士業務の基本理念は守られると考えます。

メディエーション型ADRを検討していくとき、ADR代理権はどのような位置づけになるのでしょうか。

このようなメディエーション型ADRでは、代理人が交渉の場に同席するにしても、弁護士のように本人に代わって交渉するのではなく、横からアドバイスする程度になると予想され、代理権行使はなじまないと私は考えます。

ではADR代理権を有効に行使するには、仲裁・調停型ADRを立ち上げれば良いのでしょうか。

調停者・双方の代理人3人の調査士が向かい

合う場面を想像すると、チョット遠慮したくなります。

ADR代理権研修において、弁護士の在り方が一つの基準として示された点もありました。しかし弁護士といえども、弁護士会が構築した機関で、調停者たる弁護士の前で、弁護士同士が代理人として争う事は想定しないのではないのでしょうか。

ADR調停者・ADR代理人・筆界特定申請代理人そして通常業務それぞれの立場を使い分けながら業務ができるのでしょうか。自信がありませんし、できそうにもありません。

私としては、ADR代理権の有効性・将来性については、かなり悲観的にとらえています。

数十万のお金を掛けて、何のためにADR代理権を取らなければならなかったのでしょうか。

個人的には、「とりあえず取っておいても損はないか」「隣接法律専門職位置づけの組織の方針への協力」以外に理由は見いだせません。業務拡大や収入増に結びつく可能性があるとも、正直考えていませんでしたし、これからも予想できません。

日調連は、果たして「ADR代理権取得」が目的だったのでしょうか。ADRにそれほどバラ色の夢と期待を寄せていたのでしょうか。

「ADR代理権が持てるだけの法律的素養を調査士が持っている事の社会的認知の獲得」が主目的で、「ADR代理権取得」その過程での重要な手段だったのではないのでしょうか。

その上で、隣接法律専門職としての土地家屋調査士に事実証明の権限を与えるよう、法務省に対して主張（現在問題になっている調査報告書問題での原本の調査士管理）する基盤を造ろうとしたのではと考えます。

こう考えると、日調連がADR代理権を全国会員の60%以上が持つことを目標とする意味がのみこめますし、調査報告書問題の日調連の視点もそれなりに理解できてきます。

しかし、土地家屋調査士の将来像において「ADR」の占める割合はどの程度のものなのでしょうか。全ての調査士がめざしていくべきというものでは無いでしょうから、選択肢の一つに過ぎないと考えます。

日調連は、ADR及びADR代理権の今後につきもっと説明責任を果たすべきです。

平成18年度法14条地図 作成作業について



宮崎支部 塩月 聖児

今回法14条地図作成作業についての作業内容及び報告として、若僧の私が述べさせていただきます。

まず私が今回の法14条地図作成作業に参加する事を決めた理由として、今まで経験した事のない

①地図を作る事、

②地図混乱地域を処理する事、

この2つを単純にやってみたい！という簡単な気持ちで参加しました。実際に地図混乱地域があるという事は、聞いた事がある程度で、本当にこんな事件（土地）があるんだなぁというものでした。

さて、作業内容についてですが、5月より現地説明会・班編成をおこない、18名の社員を3班（A,B,C）に分けて、1人の社員が約50筆程度の範囲で担当を決め、作業を始めました。毎週必ずミーティングを行い、参加社員のほとんどがはっきり言って手探り状態で、基本書（不動産「登記地図」作成作業）を熟読し、作業内容等を確認しながらのスタートでした。

まず最初にぶつかった壁として、素図の作成です。1,100筆の登記事項を公図に記載する作業は、地図混乱地域ということで登記事項及び公図を調査及びチェックをかける事からはじまり、各担当社員が自分のエリアの素図を作成して、全体を合体すると合わない（縮尺やCADソフトが異なる為）というパソコン上の問題で頭を抱える事もあり、完全に完成するまでに、1ヶ月以上かかったと思います。

次の壁として、基準点測量です。基準点を埋設するだけで、道路の使用許可等の問題、埋設をする為の道具の調達、GPS測量による

基準点観測（2級・3級基準点を約30点）し、更に4級基準点（約230点）の選点・埋設し、観測については、公共測量作業規定を準じて2対回・高さまでの測量を行い、かつ計算については、厳密網平均計算という作業を経験させて頂きました。

仮測量については、猛暑の中ひたすら現況測量を行い（1社員の方で700点以上観測）、各担当社員約50筆程度の範囲を徹夜しながら筆界予定点の検討をして、1次立会に望みました。

地権者との立会については、いろいろな先輩方の立会手法を生で聞く事ができ、空き時間には、法務局職員の方と色々な話をさせて頂いて、私自身は楽しく終えたのが率直な感想ですが、聞いた話では、かなりいろんな意味で大変なエリアもあったそうです。

そして今現在、2次立会及び確定測量の真っ最中であり、各担当社員の方も毎日現場に出ている事と思います。

最後に私自身開業して4年目で、正直話した事もない先輩方及び法務局職員の方と一緒に仕事ができる事が一番の収穫であり、自分の業務を見つめ直すいい機会を与えて頂いたような気がしました。



紙上研修

公共嘱託登記土地家屋調査士協会・ 公共嘱託登記司法書士協会が受託できる 「権利能力なき社団」の代表者個人からの委託事件



宮崎支部 宮本 昇

土地改良法第95条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた、同法第3条に規定する資格を有する者数名が、共同して土地改良事業を行う者として、農地の保全または利用上必要な用排水設備の敷地を取得しました。

その数名の者、いわゆる「土地改良事業を行う権利能力なき社団」の代表者個人から土地分筆登記、所有権移転登記を委託されたときの問題点。

第1 公共嘱託登記

標記の権利能力なき社団から、公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び公共嘱託登記司法書士協会に公共嘱託登記として委託された場合、その社団は、「土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者」に該当するので、受託事件として取り扱うことができます。

ただし、土地改良登記令第2条、第20条及び第21条により「嘱託」ではなく「申請」となる点に注意が必要です。

根拠条文：土地家屋調査士法施行令第4条第1号・
司法書士法施行令第4条第1号

土地家屋調査士法第63条第1項及び司法書士法第68条第1項の政令（同法施行令）で定める、公共の利益となる事業を行う者の規定が、『土地改良区等の法人』のみでなく『土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者』となっているので、標記の権利能力なき社団から、公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び公共嘱託登記司法書士協会に公共嘱託登記として委託されたときは、受託できるものと解されます。

第2 登記申請人

第1の説明どおり、都道府県知事の認可を受けた数人（権利能力なき社団）は、土地改良

登記令第2条、第20条および第21条に規定する『土地改良事業を行う者』として代表者個人名で登記申請を行うことができます。

第3 添付書類

標記の権利能力なき社団が、代位登記（土地改良登記令第2条）、土地表示の変更登記（同令第20条）及び所有権移転の単独申請（同令第21条）を行う場合の『土地改良事業を行う者』であることを証する書面は次の書類です。

- (1)共同施行営土地改良事業認可書：別紙①
- (2)土地改良法第95条第4項の公告を証する書面：別紙②（県広報の写し）

【土地改良事業に関する事務を取り扱う市町村長の証明を要す】

- (3)土地改良事業共同施行認可申請書：別紙③
- 【土地改良事業に関する事務を取り扱う市町村長の証明を要す】

- (4)土地改良事業共同施行の施行委員長（代表者）選任届出書：別紙④

【土地改良事業に関する事務を取り扱う市町村長の証明を要す】

- (5)土地改良登記令第20条及び第21条の申請に係る土地が農用地の保全または、利用上必要な施設の敷地に該当し、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にあることを証する書面：（土地改良登記令第22条第1項）

【土地改良事業に関する事務を取り扱う市町村長の証明を要す】

第4 登録免許税

登録免許税法第5条第6号の規定により非課税です。

第5 農地法第5条の許可

農地法施行規則第7条第4号の規定により、農地法第5条の許可を要しません。

別紙①

シレイ〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇

A市B町〇〇〇番地

〇〇地区団体営土地改良事業施行認可申請人

〇〇〇〇 ほか〇〇名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった
下記土地改良事業の共同施行については、土地
改良法第95条第3項において準用する同法第10
条第1項の規定により認可します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇 〇 〇 〇

記

〇〇地区 農地等高度利用促進事業

(文書取扱 農村整備課)

別紙③

土地改良事業共同施行認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇地区団体営土地改良事業施行認可申請人

申請人代表 A市B町〇〇〇番地

施行委員長 〇〇〇〇 印

他の申請人は別紙のとおり

土地改良事業を共同施行したいので、土地改
良法第95条第1項の規定により、認可を申請し
ます。

(添付書類)

1. 規約

2. 土地改良事業の事業費の細目及び資金計
画を記載した書面

3. 土地改良事業施行認可申請公告の写し

4. 権利者同意署名簿の謄本

5. 土地改良事業計画の概要について市長の
意見を記載した書面

6. 土地改良事業計画書

7. 施行委員（施行委員長）選任届出書

別紙②

農村整備課

農告第〇〇号 共同施行営土地改良事業の認可

行為の根拠	土地改良法第95条第3項にお いて準用する
	同法第10条第1項
公告の根拠	土地改良法第95条第4項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条
第3項において準用する第10条第1項の規定に
より、〇〇〇〇ほか〇〇名が共同して行う土地
改良事業（A市・B町〇〇地区、農地等高度利
用促進事業）の施行を認可した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇 〇 〇 〇

記

〇〇地区 農地等高度利用促進事業

別紙④

〇〇地区団体営土地改良事業共同施行の
施行委員（施行委員長）選任届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 所在地 A市B町〇〇〇番地

名 称 〇〇地区団体営土地改良事業共同施行
施行委員長 〇〇 〇〇 印

〇〇地区団体営土地改良事業共同施行規約第
5条の規定により、下記のとおり施行委員を選
任し、その互選により施行委員長を定めていま
す。

記

	住 所	氏 名
施行委員	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇
〃	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇
〃	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇
〃	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇
〃	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇

施行委員長	A市B町〇〇〇番地	〇〇 〇〇
-------	-----------	---------

参 考 条 文**土地家屋調査士法施行令**

（法第63条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第4条 法第63条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

1. 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立されたもの又は土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者

土地改良法

（土地改良事業の開始）

第95条 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）又は第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

土地改良登記令

（代位登記）

第2条 土地改良事業を行う者は、この政令の定めるところにより登記を申請する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わつて申請することができる。

1. 不動産の表題登記 所有者
2. 不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
3. 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
4. 所有権の保存の登記 表題部所有者の相続人その他の一般承継人
5. 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人

（土地の表題部の変更の登記の申請）

第20条 農用地の保全又は利用上必要な施設に係る土地改良事業の施行による当該施設の敷地である土地の表題部の登記事項に関する変更の

登記（換地処分による登記を除く。）で、当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地に係るものは、当該土地改良事業を行う者が申請することができる。

（所有権の移転の登記の単独申請）

第21条 前条の土地改良事業を行う者が当該土地改良事業の施行のために当該土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権の移転の登記は、当該土地改良事業を行う者が単独で申請することができる。

（添付情報）

第22条 前2条の登記の申請をする場合には、当該申請に係る土地が農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地に該当し、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にあることを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

- 2 前条の所有権の移転の登記の申請をする場合には、前項の情報のほか、登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

登録免許税法

（非課税登記等）

第5条 次に掲げる登記等（第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

- 1.（省略）

・・・

6. 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ若しくはロ若しくは第8号に規定する事業又は土地区画整理法第2条第1項規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記（政令で定めるものを除く。）

農地法施行規則

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第7条 法第5条第1項第4号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1.（省略）

・・・

4. 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業に供するため第1号の権利を取得する場合。

思い出の事件

— あの日あの時 —

「思い出の現場」



都城支部 成田 親実

平成2年のことでした。建築の為、土地分筆測定の依頼を受け、資料収集後、立会の為に依頼人の待つ現地へと向かいました。隣接者としては市役所を除いて一人だけだったので今日は楽な現場になりそうだ、と勝手に思い込み、立会時刻を待った。いよいよ時間になり、相手方と挨拶を済ませた途端に、既設のブロックと溝をめぐって、お互いが喰い違う主張を始めた。あれっ!!と思う間もなく「そっちが勝手に無断で、しかもこちら側に入り込んで溝を作ったじゃろが!」「何ぬ言おっとか、お前いが顔どま見ろごつもね!」とどんばちが始まってしまった。“あららっ”出足からつまづいてしまった。さあどうする?先ずは落ち着いてもらわねば。と、夫々に良い分を話して貰った。結果は平行線のままである。口角泡を飛ばす状態が漸くにして収まれば、二人共疲れたのか、お互い離れてまった。私は現況線の流れを見る為にトランシットを境界点上に据え、ブロック角を視準して、その延長線がどこと交差するか確認しようとする矢先であった。そこで、望遠鏡の十字線がブロック角をとらえていることを説明し、隣接者にトランシットを覗かせたのである。〇〇氏は数秒間覗いていた顔を上げて言った。「あん小父さんな、縄を張りやったっじゃな! わかった、もうよかひが」…面喰ったのは私の方である。えっ!何が良かつじゃろかい?…と啞然となってしまったが、境界線が直線になっていることを機械で確認して安心したのであった。この現場に関しては、依頼人及び隣接者双方の相手方に対する感情が悪い方に働き、不信感が先にたっていたことが大きな原因であった。作業の流れを説明する頃には、天上の霧が晴れたかのように、印鑑を押すので帰りに寄ってほし

い旨を告げて帰っていかれたのであった。日頃重たいトランシットの辟易していたが、この日は窮地を救われ、妙にいいおしく感じた。その後、機械を丁寧に扱うようになったのは、言うまでもない。測量に対する信頼感が、作業中止という最悪の事態を回避させたと言えよう。調査士として、丁寧に、正確に取り組むべしという使命感を改めて認識させられに現場であった。

この現場には、後日談がある。あれから14年経って、とある女性が事務所に来られ、測量をする時は、隣近所の立会が必要ではないのか?と尋ねられるので、その通りです。と答えた処、
「でもうちは立会ってないんです。」と言うのである。何!!一体誰なんだ!と話を聞けば、何とあの時の隣接者の〇〇氏の娘さんであった。幸いなことに、直筆で押印の資料が残っていたので、見て貰った処、「あっ、父の字です。」…一件落着…聞いたところ、近年になり記憶傷害を患っているとのことであった。…怖い怖い現場でした。皆さん!記録の保管は大切ですぞ!!



「は か る」

私たちは「はかる」ことを生業としている。

距離・角度を測り、辺長を計り、面積を量っている。

このコーナーでは、「はかる」ことにまつわる色々な話題を紹介したいと思います。

ピラミッド様建築物は世界各地にあるといわれています。有名なエジプトはもちろん、中南米や日本にもあるという説もありますが、今回はエジプトのギザのピラミッドを取り上げてみます。

紀元前2,600年頃という昔にどの様に石を切り出し、どうやって運搬し、どんな手法で建設していったのか、内部には更なる空間があるのか、ピラミッドパワーはあるのか、何のためにつくったのか、不思議に思うことばかりですが、ここでは「はかる」ことに注目したいと思います。

当時のエジプトで使われていた長さの単位は「キュービット」です。肘から手の中指の先までの長さを基準にしており、その約2倍のダブルキュービットがヤードの基本と成っています。日本の「尺」は手を広げた長さといわれており、フィートは文字どおり足の長さ、インチは親指の幅を基準としています。そういえば釣りの時にも1ヒロという単位を使っています。洋の東西を問わず人間の体を基準にしていたのです。

ギザのピラミッドの底辺は約230m、高さ146m、勾配は51度51分で長さとお高さの比は黄金比になっています。底辺はきちんと東西南北の方向を向いており天文学の知識を持っていたことは間違いありません。また、底辺の角度も直角になっていて数学の知識も高かったと思われます。

ピラミッドの話になると必ず勾配の51度51分という数字が謎めいて語られます。この値には円周率の π が隠されているというのです。すなわち、ピラミッドの周囲の長さ＝高さ $\times 2 \times \pi$ となるのです。

円周率を最初に計算で求めたのはアルキメデスだということになっていて、紀元前3世紀頃のことです。従って、こんな昔からほんとうに π が知られていたかが論争になっています。

これには当時のエジプトでの長さのはかり方(道具)が原因だという説があります。特に、230m程の長い距離を測るのに縄では地表のどこぼこや傾斜などで不正確で、歩測ではそれにもまして不正確ですし、不便です。このとき使われたのが「計測輪」だといわれています。計測輪は自転車の前輪だけの形、つまり、一輪車の形のものです。今でも交通事故の現場でおまわりさんがころがしながら現場を測っている道具の大きめのもので、ウォーキングメジャーとかホイールメジャーという名前のものです。

直径1キュービットの計測輪が1回転したときの長さは 1π キュービットです。これで底辺を測れば必ず π が関係してきます。つまり、高さをこの底辺の長さで割れば必ず π が出てくるのです。円周率を知らなくても自然に π が含まれてしまいます。

どうもこの説に説得力がありそうですが、30度や45度といった値であればともかく、何故51度51分なのか、51度51分があまりにも特別な(円周率に関係する)角度であるため、研究家の中には真剣に、当事からエジプトでは円周率を知っていた。と主張する人もいます。

「ピラミッドの円周率」という謎めいた言葉で語られていますが、結論は出るのでしょうか。私個人としては、ひょっとしたら知っていたかも、という程度で結論は出ない方がロマンを感じていいと思いますが…

スタッフ紹介

このコーナーでは、いつも私たちの業務をかたわらで支えていただいているスタッフの方々をシリーズで紹介させていただきます。

【調査士補助者、そして…】



宮崎支部

井上洋之 事務所 森 透

初めまして、清武の井上事務所で補助者として雇ってもらっております森透と申します。今回は谷口先生の方から、会報に掲載するスタッフ紹介の原稿作成のご依頼があり、何を書いてもよいのか戸惑っているところですが、まずは自己紹介からさせていただきます。

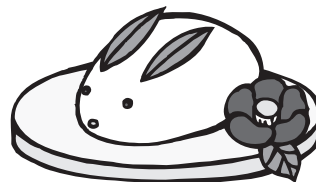
私は昭和50年10月25日生まれの31歳です。生まれは高鍋町で幼いころはよく小丸川で遊んだものです。その後、佐土原町へ移り小・中・高と佐土原町内のみで学業に励んだつもりであります。高校（佐土原高校：電子機械科）を卒業後は、熊本の方にあります九州測量専門学校に進学し、そこで1年間勉学に励んだつもりでしたが、あまり身に付いてはいなかったようでした。それから測量会社を2社ほど渡り歩き、5年前に井上事務所の補助者として雇ってもらい今日に至る次第であります。

調査士事務所の補助者としてこの5年間を振り返ってみて、最初の1年目は右も左も分からず苦労しました。測量会社に勤めていたころに、少し用地測量の経験はあったものの、やはりそこは調査士の先生が行う境界確定測量とはいろんな面での違いを感じたものです。申請書などは私も、少し調査士の勉強をしていたので見たことはあったものの、なぜこの書類が必要なのかなど、その意味・内容についてはまだまだ分かりませんでした。そして、2年目・3年目と仕事をしていく中で調査士業務の難しさ・奥の深さを感じました。又、不動産登記法だけ知っていても仕事にならないこと、やはり関係法令の重要性・必要性を日々感じる次第であります。

そして、近年の法律改正・電子化への流れ、本当に毎日毎日が勉強の日々ではありますが調査士試験合格を目指す私としては大変プラスになる日々でありました。

そして（突然ではありますが）この度やっとの思いで土地家屋調査士試験・筆記試験に合格することが出来ました（ギリギリでした）。ここに到達するまでに時間はかかりましたが、そのかかった時間すべてが今後の自分の人生に大きく役立つものと思い、これから益々頑張っていこうと思います。

このような私ですが、今後も宜しく願います。



会務報告

専門士業なんでも生活無料相談会

11月11日(土)宮崎と都城の二会場で恒例の無料相談会を実施しました。場所は宮崎がイオンショッピングセンター、都城が都城大丸センターモールです。例年とは違い、人の出入りが多い会場であったため宮崎66件、都城47件の相談があり相談員が休憩する暇もないほどの大盛況でした。

担当された宮崎、都城の皆様ご苦労様でした。



* 宮崎 *



* 都城 *



オンライン申請の研修会を実施!

11月24日(金)13:30から、調査士会館3階に於いて、一風変わった研修会が実施されました。

ズラリと並んだノートパソコン。絡まる色とりどりのケーブル。全パソコンがネットに接続し、実際に種々のサイトにアクセスしながら進む研修。

そうです、各支部の選ばれし精鋭17名が、各自ノートパソコンを持参し、オンライン申請を実際に体験しながらの研修が実施されたのです。

講師は、この道の先駆者、栗山会員。ひとつひとつ工程を確認しながら、キーポイントを確認しながらの、分かりやすい研修でした。残念ながら、時間の都合で、全員最終工程まで確認することは出来ませんでした。受講者全員、意義深い研修となったようです。

受講された皆様は、各支部の伝道者として、オンライン申請の普及にご活躍いただくよう、お願いいたします。



講師は北山業務部長と栗山オンライン申請サポート員

県会レクリエーション開催！

2年ぶりとなるソフトボール大会が実施された。

11月18日(土)当日は、それまで長い間続いた好天が嘘のようなあいにくの“雨”。

開会式後、降りしきる雨の中、1試合ではあったが、法務局からも日高表示登記専門官と福岡総務登記官に参加して頂き「法務局・宮崎支部合同」vs「都城支部」の試合が行われた。笑いあり、歓声ありの中にぎやかに行われた、試合の結果は「1－0」で都城チームが圧勝しました。

試合後は、近くの公民館に場所を移し、懇親会。こちらのほうが、試合よりも盛り上がっていたことはいうまでもない…？

あいにくの悪天候の中ではあったが、参加された皆様、お疲れ様でした。来年に向けて、事務局の窓には、てるてる坊主がぶら下がっている。

**第1回常任理事会議事録**

日 時 平成18年 4月14日(金)

- (1) 平成18年度第51回定時総会資料の検討について
資料の検討の他、時間の配分、人員配置等スケジュールの再検討を行った。

第2回常任理事会議事録

日 時 平成18年 7月21日(金)

- (1) 定時総会の反省
調測要領の会則位置づけについて会員の理解を得られた。
- (2) 第1回、第2回九B会長会の報告
- (3) 九B担当者会同の報告
ADR特別研修実施についての反省と注目の意見が出た。
- (4) 「不動産調査報告書」研修会について
様式の概要が固まってから実施する。
- (5) 第1回制度財政検討委員会開催の報告
最終的には答申としてではなく各委員が報告書の形で意見を出していく。
- (6) その他
パソコンの購入、会員名簿の作成を決議する。

第3回常任理事会議事録

日 時 平成18年 9月22日(金)

- (1) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規定(案)について
整備後、次回の理事会に提案
- (2) 調査報告書について
不安定要素があり今後十分に検討して使用しやすいものとする。
- (3) 行事の出席者について 下記行事の出席者を決定した。
 - ① ADR認証制度説明会(福岡)
11月6日(月)
 - ② 京都国際地籍シンポジウム
11月13日(月) 14日(火)
 - ③ 九Bゴルフ大会(福岡)
10月28日(土)
- (4) 各部の報告について(第2回研修会、中間監査、六士会無料相談)
- (5) 会員名簿作成進捗状況について
- (6) その他
「明日の調査士を考える会」に参加を募集する。

第4回常任理事会議事録

日 時 平成18年11月16日(木)

- (1) 調査報告書に対する意見・提言について
日調連が再提案している様式はまだ改善すべき点が多く会員から広くパブリックコメントを求めた結果を次のように纏め、日調連に通知した。

総括意見

- (1) 7月の研修会時、パブリックコメントを求めなかった理由が説明され、その場でも意見提言したが聞き入れてもらえなかった。今回これだけの変更に至った経緯を一般会員に分かりやすくHP等で説明してもらいたい。尚、現状では会員に対し指導できない。せめて来年11月以降のじしになるよう延期を要望する。出来れば白紙に戻して、会員の総意に基づくものになるよう再協議してもらいたい。
- (2) 本調査報告書の目的とするところは何か、誰のために報告するのかを明確にしてもらいたい。
- (3) 会員の反対意見が多い場合、報告書の全面的な見直しは考えているのか。
- (4) 全面的な見直しをしない場合、調査報告書を使用しない会及び会員に対し、日調連としてはどう指導するつもりか。
- (5) もし、来年度以降調査士以外が作成した調査報告書形式の書類が添付された場合(特に公嘱事件等)の取扱については民事局と協議してあるか。その結果はどうか。

項目等細部についての意見

- (1) 不必要な項目が多すぎる。特に座標は記載する必要はない。
- (2) PDF文書ではなく、エクセル版を配布しないと実際の動きが掴めない。
- (3) 調査素図は必要がない。もし入れるのならEMF形式ではなく、BMP、JPEG形式またはPDF化等画像として貼り付けたもので十分と考える。
- (4) 印刷プレビューがない。レイアウトが見たい。
- (5) 横のセルを結合すると入力字数が多いときに楽である。空欄の時は結合していいのでは?
- (6) オンライン申請でも不動産調査報告書だけ添付されるのであれば各人が調査した記録、原本等を保管していれば記録書として改めて作成する必要はないと考える。
- (7) 記載項目一覧は、章番号を順番に並べて探しやすくする等もう少し見やすく工夫

して貰いたい。

2. 街区基準点未使用測量図について
3. 各部の報告
4. その他

第1回理事会議事録

日 時 平成18年4月21日(金)

- (1) 平成18年度第51回定時総会資料の検討について
総会資料の誤字脱字及びスケジュールについて再度検討した。
- (2) 規則規程の改正及び制定について
 - ① 本会個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)制定について
一部削除と一部の文言に解釈を入れることを決めた。
 - ② 本会個人情報の保護に関する規則を総会に提出することについて
全会一致でこれを承認した。
- (3) 調査測量実施要領の会則位置づけについて
17年度1年間理事会等で審議をし田結果、本理事会では調査測量実施要領の会則位置づけは正当なものとし、総会で会員の理解を得て継続を求めていくことを決議した。

第2回理事会議事録

日 時 平成18年8月8日(火) 9:30~12:00

- (1) 総会の反省
調測要領の会則の位置づけについて検討した。
- (2) 第1回、第2回九B会長会報告
調査報告書についての活発な意見があった。
- (3) 九B担当会同(総務、業務)報告
オンライン申請、筆界特定制度、調査報告書の対応についての報告が主であった。
- (4) 研修会「不動産調査報告書」について
新調査報告書に対する不安の意見が多い。
- (5) 会費未納者に対する督促マニュアル
適用が前提ではないが、もしもの時のために規定の必要があるとした。
- (6) 会員名簿作成について
在庫も少なく、5年間の入退会による訂正も多いので新しく作成をする。
- (7) その他
制度・財政検討委員会を設置し、本年度4回開催し年度末までに結論を出す。

会務報告 (7/28～)

7. 28	金	第1回支部長会	松浦会長 各支部長
31	月	広報部会	会報の編集
8. 1	火	財務部会	法人会計について
8	火	第2回理事会	研修会「不動産調査報告書」について
8	火	県会第1回研修会	調査報告書について 北山、松崎部長
9. 11	月	法テラスに関する意見交換会	日本司法支援センターとの連携
13	水	広報部会	六士会無料相談の打ち合わせ
20	水	第3回常任理事会	「職務上請求書取扱管理規定」について
29	金	九公連総会	松浦会長 (宮崎)
9. 29	金	第2回制度財政検討委員会	河野委員長他9名
30	土	九B臨時会長会議	松浦会長 (福岡)
10. 9	月	住みよい家づくり展	上田宮崎支部長
11	水	財務部会	中間監査準備
13	金	中間監査	酒井、宮田監事、富田部長
24	火	法務局打合せ	鎌田、谷口、上田、川越啓会員出席
27	金	九B第3回会長会議	松浦会長
27	金	業務部会	第2回研修会について
28	土	九Bゴルフ大会	(福岡) 柏田、佐藤、小田、岩切会員
11. 6	月	広報部会	六士会無料相談の打ち合わせ
7	火	全調政連との協議	後藤政連会長
10	金	第2回支部長会	業務報告・予定業務報告
10	金	第3回制度財政検討委員会	財政基盤検討、制度改革について
11	土	六士会無料相談	イオンショッピングセンター都城大丸センターモール
13	月	第5回国際地籍シンポ	松浦会長他6名出席 (京都) ～14日
14	火	第1回全国会長会議	松浦会長
16	木	第4回常任理事会	調査報告書について
18	土	県会レクレーション	宮崎市木花運動公園
22	水	公嘱事務促進会議	松浦会長、松崎、北山理事
24	金	県会第2回研修会	代表者によるオンライン申請研修

* 新入会員 *



定益 通正

ジョウマスミチマサ

生年月日

昭和18年2月1日

事務所 〒 885-0112

都城市乙房町1666番地1イ

TEL 0986-37-1100

FAX 0986-37-1100

携 帯 080-5261-1163

E-mail

入会年月日 平成18年8月1日

登録年月日

平成18年8月1日

登録番号 756号

公嘱協会

非加入

兼 業 専業

自 宅 〒 885-0112

都城市乙房町1666番地イ

TEL 0986-37-1100

小田 真丈

オダシンジョウ

生年月日

昭和44年6月30日

事務所 〒 882-0051

延岡市富美山町514番地7

TEL 0982-40-3914

FAX 0982-40-3914

携 帯 080-6421-7757

E-mail

入会年月日 平成18年8月10日

登録年月日

平成18年8月10日

登録番号 760号

公嘱協会

非加入

兼 業 専業

自 宅 〒 882-0063

延岡市古川町465番地1ウイング翔C-201

TEL 0982-35-0128



お知らせ

宮崎県行政書士会は毎年新春講演会を開催されております。

今年はADR分野では第一人者の稲葉一人氏を講師にお迎えし下記要領にて開催します。本会でも共催という形で参加しますので皆様の参加をお願いします。

記

* 新春講演会

テーマ 「司法制度改革におけるADR・メデ
イーション型ADRの役割」

(副題；紛争解決における新たな道の
創造)

講 師 稲葉一人氏

日 時 2007年1月28日(日)

13:30~14:30 ADR情報交換会
(各会担当者参加)

15:00~17:00 講演会(参加費無料)

17:00~19:00 懇親会(参加費2000
円)

場 所 ホテルプラザ宮崎別館ホール

主 催 宮崎県行政書士会

共 催 宮崎県土地家屋調査士会

◆稲葉一人先生のご紹介◆

科学技術文明研究所特別研究員

東京大学大学院医学系研究科客員研究員

経済産業省(産業政策局、産業組織課)

日本商事仲裁協会『調停人育成プログラム
作成委員会』委員

2005年京都大学大学院医学研究科博士課程
単位取得退学

大阪地方裁判所判事

関西学院大学法学部教授

以上

編集後記

改革、改正、制定、緩和、開放……

いま私達の頭の中を外をと、目まぐるしく飛交っている。

またこれらの言葉と共に周囲は着実に変化し始めている。これからの土地家屋調査士はどう変わっていくのか、どうすればいいのか、はたしてこの大きな環境の変化についていけるのか。

人事管理用語に「262の原則」というのがあるのをご存じだろうか。どんな分野にも優秀な人が2割と普通の人が6割、劣った人が2割はいるという。社員教育などで引き合いに出される。そしてパッとしない下の2割を社員教育などで一掃しても、どういうわけか、いつの間にかまた、同じ構成になるというのだ。

人の教育、人事管理の難しさを表している。またこの原則は、集団で決められた仕事に取り組むときの、やる気の比率にも応用される。つまり2割は使命感を持って前向きにやる。しかし6割は周囲の状況をうかがいながら、どっちつかずの模様ながめ、そして2割は不満分子で、仕事にも不平たらたら、というわけだ。

なるほど、当たらずといえども遠からずである。「なんでここまで」とブツブツ言ってる自分は既に不満分子の枠に陥っているのだろうか。

さてあなたは…なんてヤボなことは言えない。我々資格業者にこんな原則は通用するはずもない。これから期待され必要とされる有能な土地家屋調査士を目指して、私達はいま日々研鑽、研修を積んでいかなければならない条件をつきつけられている。今後の特別研修も個人選択が許されない時期が来るだろうということも耳にする。…これからの正念場。ついていくには、やるしかない、頑張るしかないのである。

ともあれ2006年もなんとか終わろうとしている。

「262の原則」なんぞ覆すほどの意気込を持ち、新しい年を迎えたい。

TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

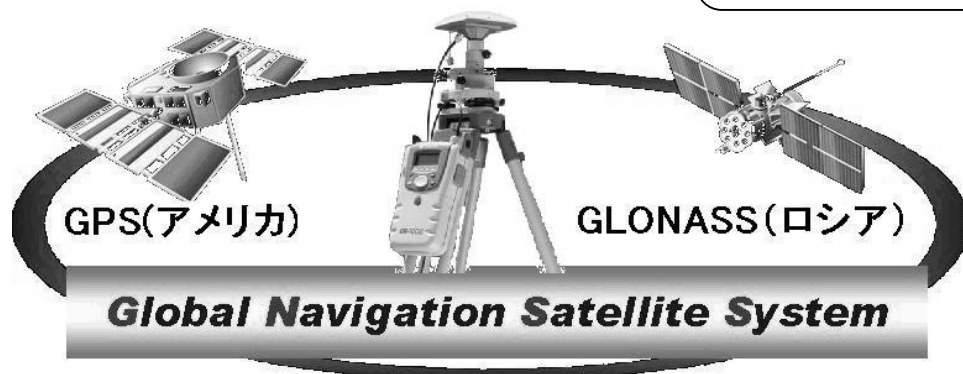
レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
- ・街区基準点測量
- ・登記基準点測量
- ・変位計測

各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173
延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

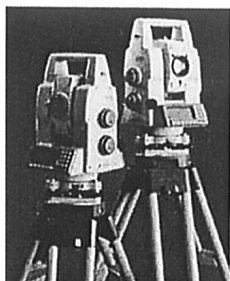
Tel 0985-27-1101

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp

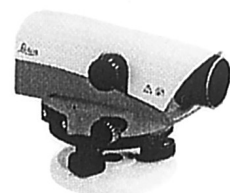
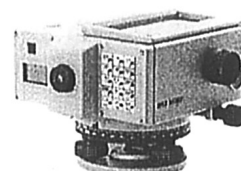
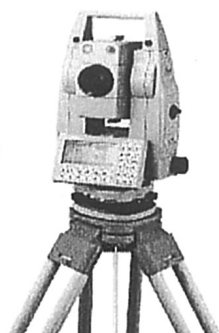
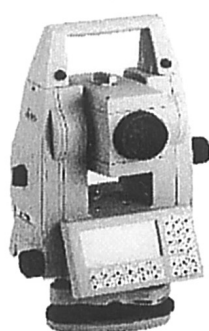
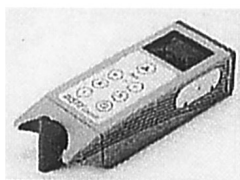


夢を、光技術とデジタルで



Leica

MADE TO MEASURE



測量ソフト：福井コンピュータ・ウチダデータ

測量機械：トプコン・ライカ

設計用紙：桜井・きもと

境界杭：サンポリ・リプロ

株式会社 小川度量衡金庫店

□ 宮崎本社 宮崎市昭和町82番地1 TEL(0985)-22-8234 FAX(0985)-29-9213

□ 都城支店 都城市下川東1丁目12-1 TEL(0986)-22-0155 FAX(0986)-25-5731



美しい仕上がり真心をこめてお客様へお届けします。

タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

TEL 28 — 4353

FAX 31 — 1430



自動視準ノンプリズム・トータルステーション

Series 230RM

SET3230RM(S)・SET4230RM(S)

RED-tech II
REvolutionary Digital Processing EDM technology

レーザ光はイメージです。
リモートキャッチャー受光ユニットは
オプションです。

ノンプリズムでも、自動視準でも。 この1台がマルチに対応。

新次元・ノンプリズム光波距離計 RED-tech II EDM と自動視準機能を一体化。あらゆる測量ニーズにこたえるトータルステーションです。

- ノンプリズム測定は、30cmから350mまでの超ワイドレンジをピンポイントに。
- 自動視準機能で、高精度な観測を実現。自動対回機能を使えば、より一層観測精度が向上します。
- さらにリモートキャッチャーとの組み合わせで、プリズム側からトータルステーションを完全コントロール。

株式会社 ソキア販売 東京都世田谷区用賀2-31-7 〒158-0097
TEL 03-6684-0846 FAX 03-6684-0941

□ 北海道 011-611-3441	□ 東北 022-257-3466	□ 東京 03-3708-4911	□ 東関東 047-309-7370
□ 新潟 025-243-8238	□ 名古屋 052-777-8877	□ 浜松 053-460-1051	□ 富山 076-494-1300
□ 金沢 076-292-2792	□ 大阪 06-5302-3931	□ 四国 089-970-8158	□ 広島 082-230-8111
□ 松江 0852-31-4300	□ 山口 083-972-1212	□ 福岡 092-472-3559	
□ 熊本 096-365-3789	□ 大分 097-556-6596	□ 沖縄 098-877-7007	

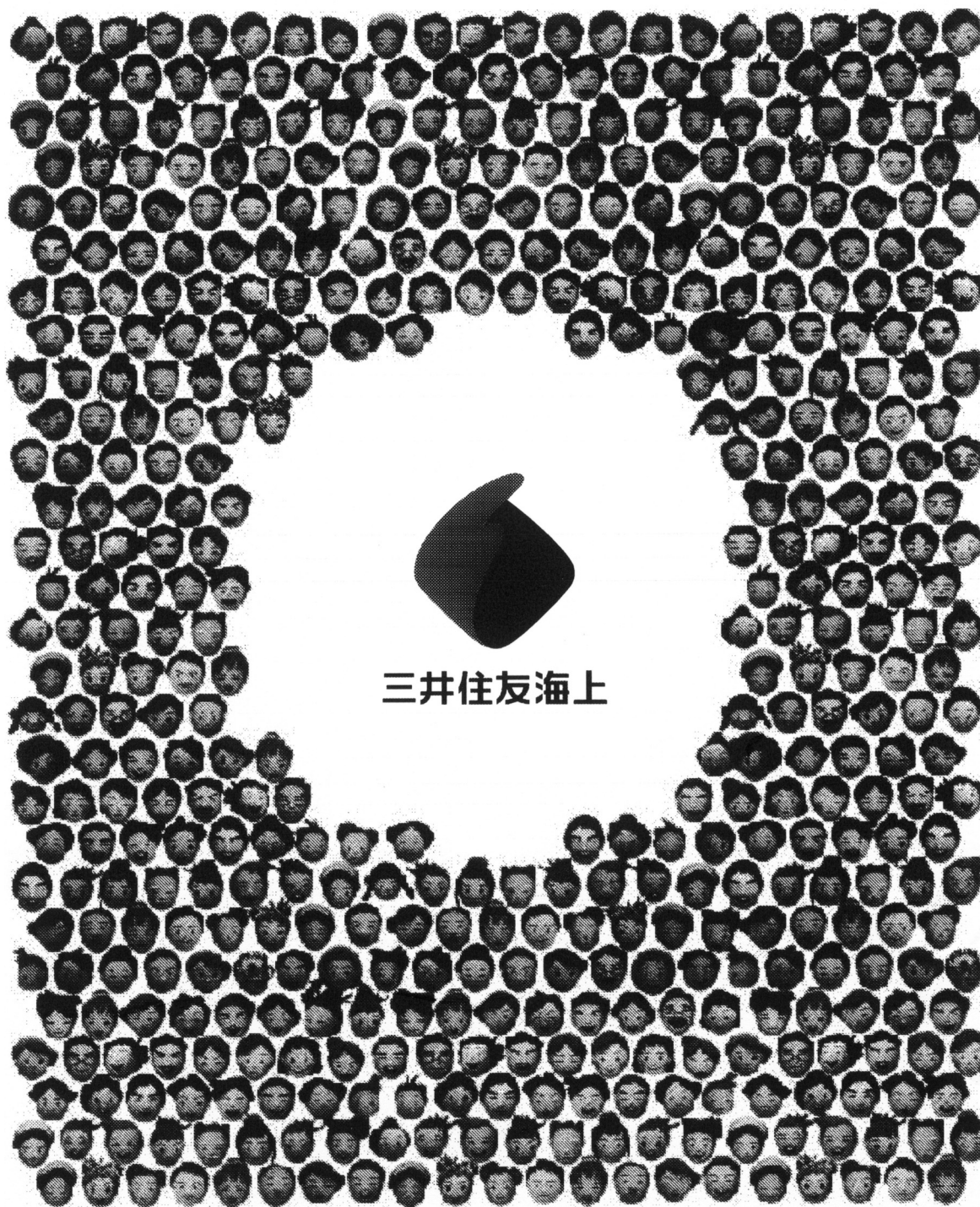
©2005 SOKKIA CO., LTD.



SOKKIA

www.sokkia.co.jp 株式会社 ソキア

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会 共済会各種保険取扱

○ 職 業 賠 償 責 任 保 険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○ 測 量 機 器 総 合 保 険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○ 団 体 扱 自 動 車 保 険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-15-15 シティ音羽 2 階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。

Network Land Surveyor's System

ウイングネオ

WingNeo

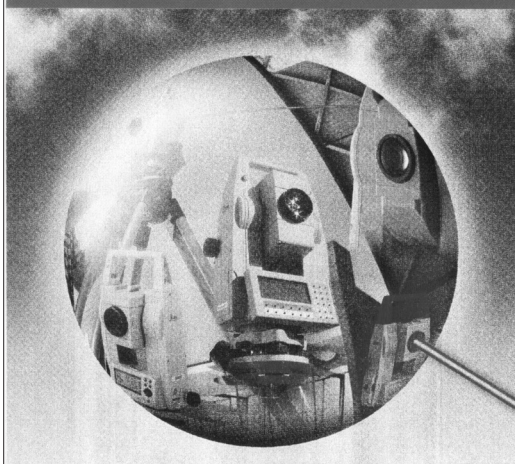
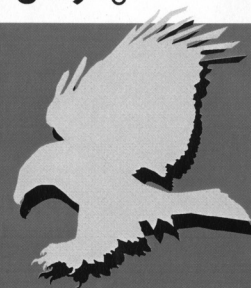
調査士エディション



アイサンテクノロジー株式会社

AWAIS

土地家屋調査士業務統合支援システム



この国の測量シーンを、先進テクノロジーでリード。
すべての現場にライカのソリューションを。

Leica
Geosystems



20cm - 200m (±3mm)

Reliable
Quick
Easy
Safe
Efficient
Accurate



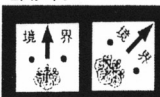
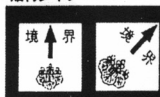
充電24V大容量3.0Ah
ニッケル水素電池パック採用

■各種真鍮プレート

貼付タイプ

1穴タイプ

2穴タイプ



■各種アルミプレート

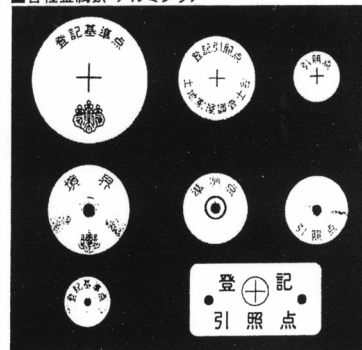
貼付タイプ

1穴タイプ

2穴タイプ



■各種金属・アルミクリヤー

■プラスチック境界杭
カールシリーズ

OA機器・CADシステム・DTPシステム
有限会社 クロキシシステム販売

宮崎市大塚町乱橋 4564-3
TEL (0985) 51-5172
FAX (0985) 51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH
ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機
imagio
MP C3000



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉野正広

本社／
宮崎市柳丸町158番地
TEL(0985)25-8870(代)
FAX(0985)25-3298

国富支店
東諸県郡国富町大字宮王丸
TEL(0985)75-2928(代)
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>